

福岡市特別支援保育（さぽーと保育）の 「看護師さぽーと（医療的ケア）」を申請される保護者の方へ

1. 保育施設等の申し込みにあたって

福岡市では、保育施設等において、主治医の指示書に基づいて、看護師が医療的ケアを実施しています。

看護師さぽーとを受けるには、保育施設等の利用申込と一緒に看護師さぽーとの利用申請が必要です。

なお、お子さんの健康状態や保育施設等の受入体制等から安全に受け入れることができないと判断される場合、希望施設への入所ができないことや、入所日が延期されることがありますので、予めご了承ください。

2. 保育施設等での医療的ケアについて

保育施設等で提供できる医療的ケアは以下のとおりです。

- 経管栄養（鼻腔等に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- 酸素療法（鼻カニューレ、酸素マスク）
- 導尿
- 吸引（口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引）
- インスリン注射（インスリンポンプ）
- その他、保育施設で対応可能な医療的ケア



3. 看護師さぽーと（医療的ケア）申請の流れ

入所に向けて ※認定こども園の1号認定のお子さんの申請につきましては、保育支援課にお問い合わせください。

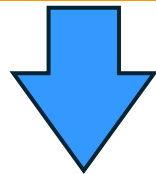
- 主治医への依頼
『主治医意見書（別添第4号）』作成依頼

※ 作成に1か月程度要することもありますので、
早めに主治医に依頼してください。
(主治医が作成する文書の料金は保護者負担)

同時に・・・

- 保育所等の見学（お子さんと一緒に）

※ 保育施設等によって保育内容が異なります。いろいろな園を見学して、複数の希望園を検討されることをおすすめします。



- 区子育て支援課に必要書類を提出
 - ・さぽーと保育利用申請書（様式第1号）
 - ・福岡市さぽーと保育（特別支援保育）調査票（別添第1号）
 - ・医療的ケア実施申出書（別添第3号）
 - ・主治医意見書（別添第4号）

※ 入所に必要な書類は、福岡市特別支援保育事業のホームページからダウンロードが可能です。

※ 書類が揃い次第、できるだけ早めに区子育て支援課（第1希望の保育施設等が所在する区、希望が未定の場合は居住している区）にご提出ください。

- 保育施設等の利用申込の書類を提出

※ 保育施設等の利用申込書類の提出先等は、『福岡市保育施設等利用のご案内』にてご確認ください。

○ 提出された主治医意見書等を元に、「福岡市特別支援保育協議会」にて、保育施設等での集団保育の可否や看護師さぽーとの判定を行います。

○ 判定結果については、保育支援課から郵送、または、入所決定園から決定通知をお渡しします。なお、入所決定については、区子育て支援課から通知があります。

入所決定後

○保育施設等との面談（1回目）

- ・お子さんの状況等を伝える

<必要書類の受け取り>

- ・医療的ケア実施通知書（別添第8号）
- ・承諾書（別添第9号）
- ・保育施設における医療的ケアに関する指示書（別添第10号）

※ 入所が決定した保育施設等に連絡して面談日時の調整をしてください。

※ 保育施設等と面談を行い、お子さんの状況や体調等について詳しくお伝えください。

○主治医への依頼

『保育施設における医療的ケアに関する指示書（別添第10号）』の作成を依頼

※ 作成に1か月程度要することもありますので、早めに主治医に依頼してください。

○書類提出

『保育施設における医療的ケアに関する指示書（別添第10号）』
『承諾書（別添第9号）』を保育施設等に提出



○保育施設等との面談（2回目）

- ・医療的ケア内容について伝える

※ 再度、保育施設等と面談を行い、医療的ケアの具体的な内容や保育施設等での過ごし方等について、情報共有してください。

○入所

- ・慣らし保育
- ・看護師さぽーと（医療的ケア）スタート

※ 保育所等の看護師による医療的ケアの実施は、「保育施設における医療的ケアに関する指示書（別添第10号）」の内容を、保育施設等と保護者が情報共有、確認してから開始します。

4. 福岡市医療的ケア児等受入指定園について

福岡市では、看護師等を複数配置するなど、医療的ケア児及び重度障がい児の受入体制を整えている保育所等を「福岡市医療的ケア児等受入指定園」として認定・公表しています。

指定園では、保育所等の利用を検討している保護者からの見学や相談に積極的に対応しています。施設の受入体制等を確認しながら、利用先の検討を行うことができます。詳しくは、保育支援課にお問い合わせください。

5. 注意事項

- 安全に保育を行うために、医療的ケアが必要なお子さんは、必ず、看護師さぽーとの申請を行ってください。
- 安全に保育を行うために、対象年齢は、原則として、1歳児クラス以上としています。
- 保育施設等を利用している時間帯に医療的ケアが必要なお子さんが看護師さぽーとの対象となります。
- 看護師等の配置状況によっては、希望の保育時間での受け入れが難しい場合があります。また、看護師の配置状況は、保育施設等によって異なります。
- 看護師さぽーと（医療的ケア）を終了する場合は、「さぽーと保育支援区分変更・利用終了申出書（別添第14号）」および「主治医意見書（別添第4号）」を保育施設等に提出してください。

★問い合わせ先★

福岡市こども未来局子育て支援部保育支援課 電話：092-711-4596 FAX：092-733-5718

ホームページ：[福岡市 さぽーと保育](https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/info/2580/) で検索してください。 <https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/info/2580/>